

著者紹介

床谷 文雄 (とこたに ふみお) 序章, 第1章～第3章 執筆

略歴

1977年 大阪大学法学部卒業。1982年 大阪大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学。現在、奈良大学総合研究所特別研究員・大阪大学名誉教授

主要著作

「ドイツ養子制度における子の福祉—養子法の現代化」阪大法学118・119号 (1981年), 「続・ドイツにおける夫婦の氏の新展開」民商法雑誌109巻2号 (1993年), 『新注釈民法 (17) 親族 (1)』(有斐閣, 2017年, 共著), 「日本における内密出産制度の意義と課題 (再論)」(信山社, 2024年, 『家族法学の現在と未来』所収)。

◆読者へのメッセージ◆

本書は、新しい時代を生きる個人と家族にとって法律はどういう意味を持っているのか、家族法が21世紀にどう変わろうとしているのか、自分なりに考えてみよう、という気持ちで書きました。法律は学びはじめが肝心です。苦手意識を捨てて、法律問題を考える面白さを知ってください。できれば何か1つの問題に打ち込んで、わからない苦しさと、そうか、と思える瞬間の快感を味わって欲しいものです。私も修士論文のテーマを養子制度にして以来、里子や生殖補助医療の問題など血縁によらない親子関係の意味を考え続けています。

神谷 遊 (かみたに ゆう) 第4章, 第7章, 第9章第5節 執筆

略歴

1980年 同志社大学法学部卒業。1986年 同志社大学大学院法学研究科博士課程後期単位取得退学。現在、同志社大学法学部教授・広島大学名誉教授

主要著作

「ドイツ離婚法における苛酷条項の生成」家族〈社会と法〉8号 (1992年), 「成年後見制度をめぐる立法上の課題—いわゆる身上監護を中心として」(日本加除出版, 1998年, 『新世紀へ向かう家族法』所収), 「遺留分および遺留分侵害額の算定方法」(日本評論社, 2011年, 久貴忠彦編『遺言と遺留分 [第2巻] 遺留分 [第2版]』所収), 『新注釈民法 (17) 親族 (1)』(有斐閣, 2017年, 共著), 「ドイツ世話法の新たな展開」(信山社, 2024年, 『家族法学の現在と未来』所収)。

◆読者へのメッセージ◆

家族とは、情愛や血縁によって結びついた関係といえます。こうした関係にどのようなルールを設定し、当てはめるべきか、それは、それぞれの時代や社会の家族観によって大きく左右されます。本書は、現在のわが国の法制度や判例・学説を説明するものですが、家族のあり方は絶えず姿を変え、ますます多様化しているようにもみえます。読者のみなさんは、本書を通じて現在の家族に対する考え方を理解し、そのうえで今後はどうあるべきか、問題意識をもって考えてみていただきたいと思います。

稻垣 朋子 (いながき ともこ) 第5章, 第6章 執筆

略歴

2007年 同志社大学法学部卒業、2012年 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程単位取得退学。現在、三重大学人文学部准教授

主要著作

「離婚後の父母共同監護について—ドイツ法を手がかりに(1)(2・完)」国際公共政策研究16巻1号(2011年)、16巻2号(2012年)、「ドイツ判例法にみる離別後の配偶権と子の福祉」家族〈社会と法〉33号(2017年)、「離婚後の共同親権の具体的検討に向けて—わが国とドイツにおける議論を踏まえた課題」(日本評論社、2021年、二宮周平編集代表・野沢紀雅編『現代家族法講座第3巻親子』所収)。

◆読者へのメッセージ◆

法律を学ぶというと、六法を暗記するイメージを持つかもしれません。そうではなく、さまざまな解釈の方法を学び、事例に当てはめて自分の頭で考えることこそが大切です。本書でぜひそのための基礎力を養ってください。また、家族法は身近なテーマだけに、たしかに各人の価値観も大きく反映される領域ですが、単なる感情論に終始せず、法的に筋道立てて思考し、自らの意見を組み立てることが求められます。将来どのような道に進もうとも、そうして培われたリーガル・マインド(論理的思考力)は必ず役に立つことと思います。

小川 恵 (おがわ けい) 第8章, 第9章第1節～第4節 執筆

略歴

2012年 同志社大学法学部卒業、2020年 同志社大学大学院法学研究科博士課程後期修了、博士(法学)。現在、専修大学法学部准教授

主要著作

「ドイツ相続法における遺言執行者の職務権限とその限界」同志社法学67巻1号(2015年)、「ドイツ相続法における遺言執行者制度の意義—遺言執行者と相続人の関係を中心に」家族〈社会と法〉38号(2022年)、「ドイツにおける遺言執行と死後にかかる代理の競合」専修法学論集154号(2025年)。

◆読者へのメッセージ◆

法は社会を規律するルールであり、家族もまた法によって規律されています。もっとも、人と人との関係、とくに身近な家族という関係では、ときに深刻な争いが生じることもあります。さらに、家族観や家族のあり方が変容する現代では(たとえば同性婚のように)いつも複雑で多様な問題が生じています。私たちはこうした問題にどのように対応すべきなのでしょうか。身近な存在である“家族”を通じて、さまざまな問題について知り、想像し、自分なりに考えをめぐらせてみましょう。

幡野 弘樹 (はたの ひろき) 第10章～第12章 執筆**略歴**

1998年 東京大学法学部卒業、2004年 東京大学大学院法学政治学研究科博士課程中退。現在、**神戸大学大学院法学研究科教授**

主要著作

「フランス相続法改正紹介—生存配偶者及び姫生子の権利並びに相続法の諸規定の現代化に関する2001年12月3日第1135号法律—(1)(2・完)」民商法雑誌129巻1号(2003年)・129巻2号(2003年),「家族法の憲法化の現状」法律時報91巻5号(2019年),「ジェンダー概念の法的概念への移行に関する一考察」(有斐閣, 2025年, 『家族法学の過去・現在・未来』所収),『解説 民法(相続法)改正のポイント』(有斐閣, 2019年, 共著),『フランス夫婦財産法』(有斐閣, 2022年, 共著)。

◆読者へのメッセージ◆

相続に関する章を担当しましたが、相続法にはよく考えてみると不思議なことが多いです。たとえば、残された配偶者(生存配偶者)が相続人なのはなぜでしょう? 死亡した人と生存配偶者の間に血のつながりはありません。死亡した人の財産増加に貢献しているからという答えがしっくりきそうですが、離婚の際の財産分与と同様に、相続ではなく夫婦財産の清算を行えばよいという考えもあります。本書を読みながらさまざまな疑問について考えてみると、一体相続とは何なのかという根本的な問いにたどり着くことでしょう。